

北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット 2013年7月9日 第63号
 TEL 592-5000 fax 571-4346
 803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F
 URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

今こそ、閉塞状態を打ち破り、憲法の光り輝く社会の実現を

2013年7月7日 9条の会・憲法ネット代表世話人座長 荒牧 啓一

安倍晋三首相へ。昨年の衆議院選挙で大勝されて、その後のアベノミクスの好評で気を良くされたのか、参議院選挙において自民党結党以来の悲願である憲法「改正」を争点の一つに据えましたね。戦後レジーム(日本憲法の理念のもとに制度化された諸制度、民主主義、平和主義、福祉国家の理念など)から脱却し、美しい国、強い国「日本」を作ることを目指して、憲法「改正」を提起されました。素晴らしいです。しかし、昨年4月28日に発表した自民党の新憲法改正草案は、余りにも時代遅れに過激な内容であることを自覚されたのか、「憲法(改正)を国民の手に取り返そう」とのスローガンで96条の改正も提案されました。ところが、余りにも姑息な手段という批判が憲法改正論者や自民党の中からも続出しました。すると、あなたは本音を隠し、うやむやにしていますね。しかし、参議院選挙で「ねじれを解消」されたら、選挙で承認された憲法の「改正」の提案を出してくるのでしょうか？それも結構ですが、せっかく憲法の改正の議論が高まってきたのですから、もっともこのまま議論を続けてください。あなたの言われる「普通の国」になることは、戦後67年間の歴史が作り出してきた伝統と個性を捨てさることになりませんか？教えてください。

安倍首相の提唱した「96条」の改正先行論、まことに姑息です。スポーツ選手が、試合に勝てないので、自分らが得点しやすいようにルールを根本から変更するようなものです。しかし、偉大な「功績」もあります。それは、日本国憲法の根本理念である立憲主義について、啓

蒙、普及する機会を与えてくれたことです。憲法の3原則である基本的人権の尊重、民主主義、平和主義を実現維持するために、立憲主義の憲法は「国家の権力を縛

る」ということです。従って、憲法は国家が守るもので、国が国民を縛るものではありません。国民を支配するための道具ではないのです。

自民党の改正草案を読んでください。素晴らしいです。日本国憲法と読み比べてみると、如何に日本国憲法の内容が素晴らしく格調が高いかがはっきり分かる内容です。

憲法は、国民の暮らしに深く溶け込み、目に見えない大切な役割を果たしています。社会を支える「見えないインフラ」ということもできます。あるいは、それは社会のあり方を決める遺伝子(DNA)のようなものにもなりうるものです。

日本は、言論の自由が広く保障され、メディアも毎日、政府批判を行っています。それは憲法21条が背後で働いているからです。家庭でも職場でも女性が男性と対等な立場で生活し働くことができるのは、憲法14条や憲法24条が見



えないところで働いているからです。

憲法が空気や水と異なるのは、空気や水は自然が人間に与えてくれるものですが、憲法は、先人たちの生命、自由、幸福を追求たかいかいによって獲得されたものであり、「過去幾多の試練に耐え、現在および将来の国民に託されたもの」であることです。憲法は、常にそれを生かそうとする力とそれを破壊しようとする力のせめぎ合いの中に置かれており、国民の不断の努力によって支えられなければ存続できません(私の同期の弁護士長谷川一裕氏の「自民党改憲案を読み解く」から引用。かもがわ出版。ぜひご一読を)。

確かに、憲法は未曾有の危機に瀕しています。今回の参議院選挙で自公が勝利すれば、憲法改悪補完勢力とともに、憲法改悪の策動は必至でしょう。また、明文改憲の動きにとどまらずに集団的自衛権問題などなし崩し的に

憲法の理念を破壊する動きも活発になります。

しかし、ピンチはチャンスです。私たちは「96条」先行改悪の企みに対し、この間、全国各地で、学習会を組織し、講演会を行い、署名活動をするなどし、大きく世論を変えてきました。

今、私達に問われているのは、日本国憲法の立憲主義と平和主義を主権者である私達が学び理解し、広げていくことです。「どんなに素晴らしい憲法も、その国の国民の理解以上には力を発揮しない。」という言葉がありますが、まさにそのとおりです。

ピンチをチャンスに変えることは、何時？ 今でしょう。



「憲法改悪反対 学習と交流の集い」に50余人が参加

5月26日、市立生涯学習総合センターで、「憲法改悪反対学習と交流の集い」が開催されました。福岡県労連、北九地区労連、憲法改悪反対北九州共同センターの3団体共催です。労組、民主団体、政党の関係者50人が集まり、講演と交流をしました。

「市内の各団体の憲法への行動が良く判った。」「憲法改悪反対の声をもっと大きくしたい」 憲法改悪反対学習と交流の集いでの参加者の声

5月26日に開かれた「5・26憲法改悪に反対する学習と交流の集い」では、最初に、全労連副議長・高橋信一さんが「安倍内閣と憲法改悪の動き」と題して講演しました。

高橋さんは、「国会の勢力では、憲法9条改正に反対は少数派だが、国民の考えでは逆転しており、国民の声・憲法9条を変えない国会勢力に変える必要がある。このため、5月、6月を全力で闘う事を呼び掛けている。全労連としては、7月の参議院選挙を、憲法を変えないための闘いと位置付け、チラシ115万枚、ノボリやステッカーを全国の組織に送っている。また、全労連以外の労働団体、全労協、憲法労組懇、出版労連なども、憲法を変えさせない取り組みを開始している。連合の中にも、当初の改憲を認める流れから、反対への流れも強くなってきて、全体を変えつつある。」と述べ



講演する高橋信一全労連副議長

内容のあった交流

交流では、平和労組懇を代表して、福岡市役所の労組から県内の労組の動きが紹介されました。憲法改悪反対北九州共同センターの代表からは、北九州市内の憲法運動の展開が紹介され、講演や、街頭宣伝への参加の呼びかけも

されました。母親連絡会の代表からは、橋下大阪市長の従軍慰安婦の冒とく発言に怒りの行動を新婦人と一緒に行ったこと、憲法紙芝居での行動を行ない、憲法を踏みこじろうとする勢力に対抗する決意を述べました。

憲法の危機をチャンスに！

最後のまとめに立った、憲法改悪反対北九州共同センターの前田憲徳弁護士は「憲法の危機は、逆に考えると、憲法を国民に浸透させるチャンスでもある。憲法は権力者を縛るものであることを、初めて知った方も多いのでは。戦争が起

きた時の事を想定し、軍事力の必要を説く勢力もあるが、平和の理想を追求し、本気で平和の外交努力をすることが問われていると思う。」と述べました。

大変勉強になった



回収されたアンケートには「大変、勉強になった」「各団体がいろんなところで活動をしていることを知りました」「緊急に憲法を守る闘いを広げる必要性が良く判った」などの声がかかれており、この集いの意義が鮮明になりました。

安倍首相をハコ穴へ！

次のような提案も書かれていました。

*「安倍首相が2回目の登場です。手前みその国民栄誉賞の時『96番』、事あるごとに、天皇制回帰、『731』のブルーインパルスに乗る・・・、このようなテレビニュースの垂れ流し。危険が増大しているように見えます。しかし、(安倍第1次内閣が)教育基本法を変え、国民投票法をつくった時は、原発ゼロのデモはなかったし、憲法の対極にある安保は、オスプレイの問題や、辺野古の基地問題からも沖縄県民から総スカンをくっている。この情勢を活かして、もう一度安倍首相をハコ穴に落とそう。国民みんなの意志で。」(60代男)

* 憲法改悪の狙いは、13条の「個人の尊厳」を否定して、敗戦後の日本の”日本国憲法体”を完全に破壊することである。政府・自民党・公明党(及び、みんなの党、維新の会)のスポンサーである、日本経団連、経済同友会などから構成する「財界」



まとめと閉会挨拶をする前田憲徳弁護士がその政策を指示している。改憲策動を阻止するためには、宣伝活動も重要だが、前記の”狙い”を基に、地方自治体議会への要請や、意見

書採択運動等により、地方から憲法を改悪させない活動が重要である。中でも、今年の7月に予想される参議院議員選挙投票日に、国民の権利である選挙権を行使する人々を大幅に増大させる運動が重要である。」

* 9条の会も息を吹き返してきた。労組・共同セ

ンター連帯の本日の学習会も画期的だ。国民が安倍政権ファシズムの危機を感じ、立ち上がっている。北九州での幅広い日常的な9条を守る運動を、若者と共に、楽しく語り合いながら変革する運動を。(70 代男)

6月15日 第4回憲法連続講座開催 後藤景子弁護士が熱く語る

北九州憲法ネット主催・第4回「憲法連続講座」が、6月15日、戸畑生涯学習センターで開かれ、20名が参加しました。「東アジア地域の平和構築のビジョン」と題して、憲法ネットの次長でもある、後藤景子弁護士が講演しました。

後藤弁護士は、様々な資料を集め、分析し、判り易く講演しました。尖閣問題、北朝鮮問題、中国の新しい指導部とアメリカの対応など、現在の重大問題を、最新の資料を使って話します。個々の問題は、有る程度理解しても、まとめて考えることは、一般市民は、あまりしません。後藤弁護士の話は、大変有意義でした。



講演する後藤景子弁護士



安倍政権が行っている「アメリカに縋りつく」外交をやめ、「武力なしで、人間と経済の交流こそ、世界平和の道であり、そこに、日本の憲法9条が示す、いまの世界の状況からの前進させられる普遍的価値観がある。」と結びました。

「九条の会」メルマガ詳細版 2013年6月25日 第167号

編集後記～自民党参院選公約、「96条先行改憲」を隠す

年初以来、あれだけ騒いできた「96条先行改憲」論、参院選公約で高らかにうたうかと思いきや、あれれ、「ない!」。全国からの世論の高まりで、形勢不利と見て一步後退か。それでも、安倍首相はあきらめていない様子。世論をもっともっと盛り上げ、96条→9条改憲を必ずくい止めましょう。(T)